

別表4【建築物用途の分類】

表① 建築物用途がホテル等、病院等、集会所等及び、これらに類する用途の場合

用途区分 コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある建築物用途
08140	図書館その他これに類するもの
08150	博物館その他これに類するもの
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
08190	助産所
08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
08260	病院
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
08400	ホテル又は旅館
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08530	劇場、映画館又は演芸場
08540	観覧場
08550	公会堂又は集会場
08560	展示場
08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの

表② 建築物用途が工場等である場合

用途区分 コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある建築物用途
08340	工場（自動車修理工場を除く。）
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08410	自動車教習所
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
08640	農産物の生産資材の貯蔵に供するもの

③ 建築物用途が上記表①及び表②以外の場合

用途区分 コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある建築物用途
08060	住宅で事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
08100	特別支援学校
08110	大学又は高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校
08132	幼保連携型認定こども園
08180	保育所その他これらに類するもの
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
08270	巡査派出所
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
08470	事務所
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

※1 上記表①、②又は③以外の用途の場合は、別途見積とする。